

東京都社会保険労務士会会報 千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座8-4-25 小沢ビル5階
ワヨウ事務所内 03(3574)7572 発行人 渡邊和洋
URL=<http://www.sr-ccs.com>



田沢湖 たつ子像 (秋田県)

戸室康廣 会員撮影

- 講演「臨時労働保険指導員の心構えと実務ポイント」
- 平成18年度事業計画
- 東京会 通常総会報告
- 寄稿「私の一言」
- 政連だより ほか



講演

臨時労働保険指導員の心構えと実務ポイント

さる平成18年5月30日（火）、東京都社会保険労務士会館にて、開業部会例会合同研修会が行われました。研修会では、開業部会長である半沢公一氏が「臨時労働保険指導員の心構えと実務ポイント」「年間の行政協力スケジュールについて」などをテーマに講演されました。

ここでは、「臨時労働保険指導員の心構えと実務ポイント」についてまとめたものを掲載させていただきます。

なお、研修会では、9枚の事業票を資料として説明がされました。



半沢：資料の1.は認定決定ですが、これが記録票の用紙の裏になります。記録票の表がちょうど2.にあるような内容で、表に書く方、裏に書く方というようですが、裏のほうがいいと思います。調査内容には「はがき送付」「電話・文書・実地督励」があり、選ぶことができます。「ここまで行った」「今日は電話したけど午後は実地に行った」ということが書けますので、裏のほうが書きやすいし見やすくなっています。

認定決定にいくかどうかのキーワードですが、一つはやはり実地です。現場に行って実地の督励をしたか。督励の方法としては文書です。文書手交といいますか、手で渡した。ただ手で渡せない場合もあります。ポストに投函したということもあると思うのですが、これによって認定決定への道になります。

資料では7月20日にはがきを送付しています。はがきを出す方、はがきを全く出さずに電話して行く方、電話もはがきも出さずにいきなり現地に行く方と、いろいろなスタイルがあります。はがきを出さなければいけないとか、電話をしなければいけないということではなく、私はだいたい電話をしてから「何時に伺います」とアポイントを取っていきます。

はがきを出すときのポイントは、はがきがいつごろ着くかを計算して動くこと。はがきが着く前に自分が行ってしまうと、向こうに不信感をもたれたりするおそれがあります。

資料では7月21日に電話をして訪問したが、社長が不在。翌日22日に実地に行きました。これがポイントです。現場へ行って、社長が不在でしたから、文書をポストに投函。ここで一応認定決定への準備がそろったことになります。

真ん中に「確認した事実について（申告書収集不能の場合のみ記入）」とあります。対応者は、7月22日に実地で行って、社長はいませんが別の方に聞いて、労災1人、雇用1人。ここも大きなポイントです。つまり事業主に会えなくとも、どれぐらいの労働者がいるのかをきちんとヒアリングして書いておくのが、認定決定のときの材料になります。

2.です。これは実地督励のうえ、文書を手渡していることによって認定決定になった例です。7月7日、担当者、社長不在。N氏に伝言を依頼する。「外出しているから9時前がよい」と言われていても、実際はだいたいいません。8日

にまた伝言して、社長不在と。

次は15日に現場に行った。社長は不在で、別の方が出てきて、通知書および申告書を渡した。アンダーラインを二重線で引いていますが、実調して通知書を渡したということで、ここでもう認定決定までの道はそろったわけです。7月28日、また社長不在。ここは訪問なのでしょうか。電話ですかね、伝言と書いてありますので。

29日、実調して、また社長は不在。ですけど、別の方が来週早々に提出すると。よくあるパターンです。こっちのほうで監督署に出ておくからというのは、だいたい3社に2社ぐらいは出でていないようです。これは7月15日の実調、それから通知書を渡したということが一つ大きなポイントになっています。

3.は実地督励をたびたび行った例です。例では何度も何度も実地で行っています。最終的には認定決定になっています。非常に熱心で、なんとか回収したいという熱意がうかがわれるわけですが、実地督励は1回で、その際文書を手渡してくれればオーケーです。

ポイントは7月21日に実地の3回目のところがあるのですが、再訪問した。T氏は今日は研修で不在です。労働保険の件を説明して、「提出について」という文書をMさんに渡した。これが文書渡しです。これで、実地で文書手渡しという行為が成立している。そういうことで認定決定するに十分な情報まできたことになります。

ですから手抜きということではなく、法律的に監督官に報告というか、顛末をつけるのであれば、7月20日の第1回目の実地のときに書面を提出して、そのあと事業所から連絡がなければ、そのまま監督官に報告しても構いません。最後は、明日記入して事業所から監督署に持参しますとありますので、持参されているかどうか、その後は分かりませんが、認定決定になった例です。

4.は、裏面の記録票記載です。一度だけでも実地督励を行っていれば、文書を手渡しして認定決定。これは認定決定の事例です。文書手渡しがもちろん理想ですが、不在の場合には文書投函でも構いません。

これは7月20日に電話督励となっていますが、話では現場

に行ったようです。電話で督励して、住所地になしということで、記録票はこうなっていますが、実地で確認したようです。記録票の書き方でちょっと足らなかったところだろうなと思います。

電話は通じたが、直接本人の携帯に電話してほしいとあります。よくあるのは、いつも話し中でよくわからないという場合と、それから「もう使われていません」という場合です。「使われていません」という場合にはいろいろな理由があります。転居や、料金の未納。ですからやはり一度は実地、現場に行って所在を確認するべきでしょう。以上で認定決定の4件です。

5. は移転先が判明した例です。これも移転先が、どこに移転しているかわからないのか、それとも所轄内なのか、所轄外なのか、他府県なのかによって取り扱いが違ってきます。それで大家が判明したり、張り紙があって「どこそこに移転しています」という事業所もあります。

近所でしたらその足で回って回収できますが、その場合に所轄内であれば、できたらそこに行って訪問して回収してくるなり、実地督励してください。所轄外でしたら訪問は結構です。所轄外でも一生懸命回収すれば、中央署から局のほうに上がるわけですからそれでもいいと思いますが、限られた時間内で回収していますので。

移転先が資料に書いてあります。実地訪問したがない。転居したようで、大家さんに会っています。大家さんは下の「事実確認を行った相手」に書いてあります。千代田区内の猿楽町の大家さんですが、その大家さんから聞いて移転先がわかったようです。移転先の住所、電話番号、ホームページまで出ていますが、それを調べて記事として記載してカードを完成させた例です。ここまでやれば、中央署から今度は新宿管轄に移転していますので、これで結構です。

ビルに訪問しても、大家さんがどこにいるか、なかなかわかりません。しかし「賃貸のご連絡はどこそこへ」と、不動産の看板が掛かっていることがあります。ビルの入り口とか、だいたい扉の内側に掛かっています。細かい話ですがそういう場合があるので、雑居ビルなどは、「ご要望があれば当社へ」とか「何とか不動産」という看板があればそれをメモして、私はすぐその場で電話して、何号室のどちらの会社についてということで、できる範囲でお尋ねしています。

あとペンシルビルといいますか、個人所有のビルはいちばん上に大家さんが住んでいることが多いので、いちばん上に上がっていきまして確認するということもありました。そんなことで、なんとか大家から移転先を見つけて書いておくところまでできればいいのではないでしょうか。

先へ進めまして、認定廃止の例です。6. はカードの表面です。上記電話、現在使われていないというメッセージが出て、実地訪問すると該当のところが空き室だった。隣の棟に大家さんが居住していて、確認したところ倒産して逃げたようだということで、夜逃げの事例のようです。夜逃げの事

実を確認しているので、認定廃止の処置にしています。結果の4番、「要政府認定廃止」にマークが付いています。こういうことを報告しておけば、これでもう十分です。

7. です。7~9は問題の事業所です。よく、行くと「お前誰だ」と言われ、名乗るといろいろとお説教されます。今年は社会保険庁がいろいろ事件といいますか、にぎわせていますから。

これは聞き役に徹するのが無難です。言い訳や反論をすると余計にこじれ、申告書の回収どころではなくなりがちです。ただそういう話があった、そういう事実があったことを、報告はさせていただきますと言って、記録票にそのまま書くか、要約して書くかして、記録票を提出します。

この例はちょっと横柄というか、無礼な事業主の事案ですが、実地督励、文書交付をしています。実地督励して文書を手渡ししていますから、認定決定です。結果の3番に、要政府認定決定となっています。

こういう事業所でよくあるのは、税理士・会計士にお願いしていると言って、門前払いされる場合です。この例も税理士に頼むつもりとありますが、提出されないことも多いようです。頼んであると言われたら、「ではすみませんが税理士さん、会計士さんの事務所の電話番号を教えていただけますか」と聞き、連絡を取って今こういう業務をやっていますと告げます。だいたい2件に1件はこっちで出しておきますからいいですよとなります。

近所であれば「行政として回収しますのでお伺いしますよ」と言ってもいいと思います。ただ限度がありますから、そこまでしなければいけないということではありません。

8. です。これも非常に横柄で無礼な担当者の事案ですが、7月15日に訪問して不在で、ポストに「提出について」という書面を投函しています。これをもって文書を投函しているために認定決定したという事案です。15日に実地、19日にまた2回目の実地、23日にも電話をしています。保険料の話と言ったら一方的に切られたようです。が、ここでのポイントは7月15日に実地訪問して文書を投函しています。これがあるから認定決定したということです。

最後に9. です。いろいろと文句を言いたい事業主の事案です。担当の指導員が我慢して聞いて、穏便に収まった例です。7月5日、電話で督励をした。その事業主によると、労働局に行ったが給与明細がないといって戻されたと、役所批判のような発言をされたようです。

改めて、8日の金曜日に約束して訪問した。作成して受理。30分、役所批判と説教あります。たぶん受理したあとに聞いたのでしょう。受理する前に聞かされると数字を間違ってしまいますからね、計算が。もう受理し終わったあとでしたら、30分ぐらいはいいでしょう。耳を傾けて、お茶など出してもらえば何とかなるかな、と思います。

平成18年度

事業計画をお知らせします

1 今年度の支部重点施策

社会保険労務士に対する国民の負託に応え、当支部の置かれている状況に配慮しつつ、以下の項目を重点施策として掲げ、前年度事業をより発展させる支部活動を展開する。

- ①会員個々人の支部における役割を明確にし、支部組織の自発的・自律的な運営を図るとともに、自らの職域は自らの手で創るという信念の下に職域拡大と地位向上のために一人ひとりが力を出し合えるような組織づくりを図る。
- ②新規入会者に対し、社会保険労務士としての社会的責任を自覚し、支部活動に対する理解を深めるためのセミナー

ーの充実を図る。

- ③会員相互の情報交換を通して知識と知恵の共有を図るために、ホームページの活用ならびに支部研修会のさらなる充実を図る。
- ④情報伝達の一層の効率化を図り、支部活動を活性化させるとともに、業務に役立つ情報の交換・共有を進める。

2 具体的な支部事業内容

今年度の具体的な支部事業は、前記重点施策を踏まえ次のとおりとする。

組織の強化対策事業

- ①会員増加に対応した組織運営のあり方を検討するとともに、支部再編を見据えた組織対応を検討する。
- ②会員に対する情報伝達手段を支部ホームページおよび電子メールとし、全会員のメールアドレス登録を目指す。
- ③その他、支部組織の充実強化に必要な事業を行う。

資質の顕在化対策事業

- ①会員の資質を開花させるため、国民から信頼される職業倫理を身に付ける研修会を企画する。
- ②会員相互の知識と知恵の共有を図るため、事例研究等を通して本質を理解し、業務に生かしていく研修会を企画する。
- ③電子政府に対応するため、情報処理機器の習熟と、電子申請業務ができる環境整備をサポートする。

広報活動事業

- ①支部会報を年4回発行する。
- ②研修会・支部ホームページ・電子メール等を通じて、労働社会保険関連情報の提供を行う。
- ③東京都社会保険労務士会と連携し、当支部活動を対外的に広報する。
- ④関係行政機関の窓口で配布できる開業会員名簿を発行する。

中央地区協議会(千代田・中央支部、文京支部、台東支部)活動事業

- ①中央地区協議会が行う街頭相談事業へ積極的に参加する。
- ②中央地区協議会の親睦を図るための事業に参加する。

関係行政機関等への協力事業

- ①東京労働局および中央労働基準監督署の労働保険指導員への参加。
- ②中央労働基準監督署が行う労働保険新規適用事業所説明会への講師派遣。
- ③社会保険事務所の算定基礎届相談コーナーへの相談員派遣および未適用事業所適用促進巡回説明の実施。
- ④中央区役所への年金相談員派遣および千代田区役所への区民相談員派遣。
- ⑤東京商工会議所・中小企業相談センターへの専門相談員派遣。
- ⑥地域の住民および労働者に対して社会保険制度の理解を深めるため、講師・相談員等の派遣を行政機関に働きかける。
- ⑦東京都行政書士会千代田支部など他士業団体との交流の実施。

福利厚生事業

- ①会員の福利厚生の一環として、文化体育活動を実施する。
- ②各種同好会の育成を図り、広報活動等により支援する。

3 支部の活動日程

支部会議の日程

平成19年4月18日(火)

正副支部長・委員長会議の開催予定日

平成18年 5月24日(火)

6月11日(火) → 6月15日(土)
8月10日(火)
9月20日(火)
10月 6日(火)
11月15日(火)
12月13日(火)

平成19年 1月10日(火)
2月14日(火)
3月14日(火)
4月18日(火)

幹事・監査・顧問会議の開催予定日

(年4回、正副支部長・委員長会議と同日に開催)

平成18年 5月24日(火)
9月20日(水・夜)
平成19年 3月14日(火)
4月18日(火)

例会の開催日

平成18年 6月11日(火) → 6月15日(土)
10月 6日(火)

平成19年 1月10日(火)

3月14日(火)

委員会の開催予定日

(年4回程度、必要に応じて開催)

研修会の開催予定日

支部主催

平成18年 6月15日(火) 算定説明会
8月10日(火) 部門必修研修
10月 6日(火) 管外研修
11月15日(火) 地区協必修研修

平成19年 1月10日(火)

3月14日(火)

部会主催

平成18年 5月30日(火)
9月11日(火・夜)

10月17日(火)

11月 7日(火)

平成19年 2月 1日(火)

3月23日(火)

会報の発行予定日

年4回発行(4月、7月、10月、1月)

懇親会の開催予定日

平成18年10月6日(火)～10月7日(水)

平成19年 1月10日(火) 賀詞交歓会

4月12日(火) 支部会議

その他の行事

- ①労働保険新規加入事業場説明会 年3回、文京支部と分担して協力する
- ②中央区役所年金相談コーナー 4月より毎月協力する
- ③臨時労働保険指導員および相談コーナー 5月～7月に協力する
- ④千代田区役所区民相談(千代田図書館内) 4月より毎月協力する
- ⑤算定基礎届相談コーナー 7月に協力する
- ⑥労働保険適用促進協力 10月に協力する
- ⑦支部ボウリング大会 11月に開催する
- ⑧未適用事業所適用促進協力 2月、3月に協力する
- ⑨新規入会者懇談会 2月に開催する
- ⑩関係官庁との事務打ち合わせ会 随時開催する

東京会の通常総会における「支部再編」に関する報告

平成18年5月26日(金)の午後1時から、九段の「ホテルグランドパレス」において、どんよりとした曇り空ではありました。170名以上の代議員の出席(委任状含む)のもと、東京都社会保険労務士会(以下「東京会」といいます)第28回通常総会が開催されました。

今年の東京会会報の2月号~4月号にかけて掲載された「支部再編」に関して、各支部でもいろいろな意見等があり注目の議題でした。本号では、総会当日の「支部再編」の議論について報告いたします。

1. 議案書では

事前に代議員に送付された議案書には、第6号議案として「支部再編に関する決議(案)承認に関する件」となっておりました。内容は次のとおりです。

支部再編に関する決議(案)

支部再編については、広く会員から意見を徴したうえ、平成19年度より実施するために、支部再編特別

委員会を設置し、環境整備を図るため協議を行うことを決議する。

2. 提案理由

東京会執行部からは、支部組織と会員の公平・公正な権利の享受を図れる支部を構築するため、現在最大で13倍を超える支部間会員数格差を縮減することを基本とし、既存の組織を最大限に活かしつつ、支部再編が図れるよ

う会員の理解を求める、といった趣旨であり、また、理事会で充分議論し多数の同意を得ている、難しいからと期限を定めず先送りしていくはいつまでたっても決まらない、との提案理由でした。

3. 代議員からの意見・質問と執行部の答弁

提案された内容について以下のような意見・質問とこれに対する答弁がなされました。

- 支部再編特別委員会の委員については、支部や地区協の委員経験者、支部長経験者を中心に構成すべき。委員長は互選とすべき。

答弁(金田会長) 同じように考えている。

- 会員の公平・公正の点で意義をもつと思うが、10年来検討してきたといわれても我々からすると唐突である。メリットはなにかなど、情報が共有されていない。19年度からではなく、広く意見を集めて再編すべき。

答弁 メリット、デメリットを含め草案は会報で出したが、委員会で会員の合意を得ていきたい。理事会

ではこの決議についての賛成者は多数であり、総会に提出している。時期を入れないとどんどん先送りになる。これは決意のほどであるが、ここで平成20年度の総会で決定し、平成21年度から実施する、と修正する。

- 21年度からと修正したが、理事会決定を変えてよいのか。

- 継続審議も考慮すべきではないか。ここで決議する必要はないのでは。

答弁 理事会の趣旨を損ねず充分検討するために、21年度に修正する。

- 地区協においても、どうしても一部の者に負担がかかる。そういう状況を踏まえて考えてほしい。

4. 結論

金田会長の修正提案のとおり、議案書の「平成19年度」を「平成21年度」に修正することで決議されました。

5. 感想

執行部からは、10年来検討しているとの話がありましたが、草案の提示が唐突であった感じはどうしても否めません。会場の代議員もそのような趣旨での発言であったと思います。

当支部では4月12日に開催された支部会議の場で、支部再編では(仮称)中央支部は単一支部とすべき、という決議がされていますし、まだまだ議論の余地は多いと思います。

東京会に今後設置される予定の、特別委員会での検討が注目されていくことだと思います。充分な検討をお願いしたいと思います。

なお、支部再編には直接関係はありませんが、東京会会长を全会員の選挙権の上で直接選挙とすべき、との動議が提案されました。否決されましたことを付け加えて、報告と感想といたします。

広報委員 滝口 修一

寄稿

「私の一言」

岡崎 正義

近年、社会保障の一部である旧厚生省所管の健康保険、厚生年金、旧労働省所管の労働保険等手続きの代理および労務相談として、我々社会保険労務士の存在が認知されはじめた。

私がこの仕事を28歳で開業して37年が経つが、当初の仲間は数えるほどしかいなくなってしまった。

この仕事は、比較的安定した職業といえる。37年の間には、子どもを育て、その子どもたちが後継者になり、社労士業としては地域社会にもいくらか貢献できたと思っている。将来性については、同業者が増加傾向にあり、厳しくなりつつあることは違いないが、何とかやっていけるのではないか。開業当初にはなかった紛争の調停が、労使紛争不介入の原則が取り除かれ、業務の一部となってきた。あまり熱の入らない分野であるが、結構相談も多い。

千代田・中央支部が開設された当初、会員数は40人程度だった。麹町にある中央労働基準監督署の隣の会議室には、毎月20人前後の会員が集まり、当支部の月例会が開催されていた。

当時は社会保険労務士に代理権がなかったので、我々は単なる代行屋としか見なされず、社会保険の新適等は、事業主同伴で役所に出向いた。面倒がる事業主もいたけれども、この制度に対する認識を高めるにはよい機会と捉え、説得に努めた。労働保険については、今でも申告期限切れの未提出事業所の申告書回収を、行政に対する協力としてやっている。

昔から疑問に思っていたことだが、善良というか、真面目に申告を社労士に有料で委託している事業主がいる一方で、ズボラで毎年申告漏れを続け、我々が無料で回収を手伝い、ようやく申告を済ませている事業主もいる。バックボーンが労働行政なので、無申告事業所に対してきつい態度を取れないのもわかるが、認定制度もしくは賦課決定のよ

うなものを作ったらどうだろうか。一考を願う。

次に、少子高齢社会のなか、一定規模以上の企業は、自社で働く女性のための保育所を運営し、都心部に働くお母さん方を応援してはどうだろうか。高学歴の女性も男性並みに大勢いる。女性がなれない職業は皆無に近い。この方々の能力が、子育てだけのために一時もしくはそのままストップしてしまうのは、社会のためにももったいない。これは、みんなで考えなければいけない問題だ。年度初めに我が事務所も小さいながらもやってみようかと考えている今日この頃なのだ。

調べてみたところ、民間保育所には、児童福祉法に基づき0歳児3人に1人、1~2歳児6人に1人、3歳児20人に1人の保育士が必要。以上の条件がそろうと、国庫負担金と補助金が支給される。延長保育をする場合は、別途保育士の設置が必要となる。夫婦双方で子育てをするのが当たり前になっている現在、小生もおじいちゃんなので孫の面倒を見きれるか、ちょっと不安であるし、子育てを終えたお母さんたちに勉強してもらい、応援を頼んでみることにしてはどうだろう。

今は保育所の絶対数が足りず、無認可保育園に預けている家庭も多いらしい。しかし、何事も国に任せていたのでは、埒があかない。ここは民間の知恵で、一工夫したらどうだろうか。福祉教育の専門家でないので、詳しいことはわからないが、働きたい、否働かなければならなくても、育児などの都合により賃金の安いパートなどの仕事に甘んじている方々のためにも、一肌脱ぎたい心境だ。

誰か知恵を貸してくれれば、場所と労働力は確保できるのだが。保育費用等は余りかからないようにするのはもちろん、お母さん方が安心して仕事に打ち込めるような環境づくりを進めなければならない。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏名	地区	形態
H17.8.1	丹 博史	京 橋	勤務
H18.2.1	西村 雅人	麹 町	開業
H18.2.1	尾川 和宏	麹 町	勤務
H18.2.1	佐々木亜希子	麹 町	勤務
H18.2.1	清水 嘉之	麹 町	勤務
H18.2.1	菅原 教子	麹 町	勤務
H18.2.1	中尾 征人	麹 町	勤務
H18.2.1	矢原 慶樹	麹 町	勤務
H18.2.1	清水 謙吉	神 田	勤務
H18.2.1	三浦 藤博	神 田	勤務
H18.2.1	山崎 祐子	日本橋	開業
H18.2.1	佐藤 信幸	日本橋	勤務
H18.2.1	田中 成和	日本橋	勤務
H18.2.1	中谷 信彦	日本橋	勤務
H18.2.1	平澤 昭夫	京 橋	開業
H18.2.1	木村 聰子	京 橋	勤務
H18.2.10	長谷川哲也	神 田	開業
H18.2.17	櫻井 康司	麹 町	勤務

入会年月日	氏名	地区	形態
H18.2.28	興津 敦子	麹 町	勤務
H18.3.1	永島 百代	麹 町	開業
H18.3.1	三城 夏子	麹 町	開業
H18.3.1	金田 文彦	麹 町	勤務
H18.3.1	坂本 勇	麹 町	勤務
H18.3.1	永井 知子	麹 町	勤務
H18.3.1	三浦 寛海	麹 町	勤務
H18.3.1	山重 正一	麹 町	勤務
H18.3.1	清水 徹	日本橋	勤務
H18.3.1	石川 熱	京 橋	開業
H18.3.1	岡田 茂	京 橋	勤務
H18.3.1	小倉 久奈	京 橋	勤務
H18.3.1	菅野 正人	京 橋	勤務
H18.3.1	那佐出 竜	京 橋	勤務
H18.3.10	前田 尚節	京 橋	勤務
H18.3.16	清水 美佐	麹 町	勤務
H18.3.20	高橋 文子	麹 町	勤務
H18.3.31	養王田一夫	麹 町	勤務

支部ゴルフ同好会の報告

さる4月26日(水)に、本年第2回ゴルフ大会が入間カントリー倶楽部において4組14名の参加で開催され、下記のとおりの結果となりました。

- | | |
|----|---------------------|
| 優勝 | : 西村 治彦 氏 (NET 74.) |
| 2位 | : 寺田 晃氏 |
| 3位 | : 半沢 公一氏 |

次回の開催は、9月15日(金)が予定されております。

開催コースは未定です。参加希望者は、幹事の味園氏 (TEL 03-3556-7879)までご連絡願います。



政治連盟の役割

政治連盟 千代田・中央支部会長 吉瀬 君江

さる4月12日(水)に開催された、東京都社会保険労務士政治連盟 千代田・中央支部の大会は無事終了し、今年度の活動方針も決まりました。今年度は予定された選挙がありませんので、政治連盟の役割と必要性について会員の皆様に理解を深めていただき、支部会費の収納対策を強化、組織の強化と財政基盤の確立を第一課題といたします。

また、政治連盟本部や支部とも連携を密にして、第7次社会保険労務士法改正で果たしえなかった、民間型ADR機関における社会保険労務士の単独受認制限の撤廃、簡易裁判所における個別労働紛争に関する訴訟代理権の付与など、第8次改正に向け準備を進めてまいります。

会報が発行される時期には、第1回特定社会保険労

務士試験が終わっています。試験に臨まれている方は多く、予定参加数を大きく上回り、連合会では開業社労士の申込者全員が受験可能の対策をしております。これだけ多くの会員が特定社会保険労務士の資格に関心をもたれたこと、法改正による職域の拡大、社会保険労務士が社会的に認められ、司法の場への参入の道が開かれたことなど、政治連盟の支部会長として、前期の目標が達せられうれしく思います。

しかしながら気になるのは、当支部の会費収納率の低さです。いつも申し上げていることですが、権利は平等に会員に与えられています。「誰かが義務を果たしてくれる」ではなく、自らが積極的に参加してください。

会員の皆様の、ご理解とご協力をお願いします。

支部ＩＴ化経過報告

メールアドレス登録にご協力ください

千代田・中央支部 ＩＴ委員会
副委員長 夏坂 由季子

メールアドレスの登録状況

(平成18年6月25日現在)

	麹町地区	神田地区	日本橋地区	京橋地区	合 計
開 業	登録者数 123 77.8%	98 73.7%	57 81.4%	65 67.0%	343 74.9%
勤 務	登録者数 227 54.7%	119 57.8%	108 60.3%	114 53.8%	568 56.1%
合 計	登録者数 350 61.1%	217 64.0%	165 66.3%	179 57.9%	911 62.0%

注意報

支部ホームページの掲示板に、いかがわしいと思われるサイトのURLが書き込まれることがあります。これらのサイトには、アクセスしただけでウイルス等に感染するものがあり、IT委員会ではこのような書き込みを随時削除しています。IT委員会が対応するまでの間、不審なURLを見てもクリックしないようご注意ください。

「資料室」のご案内

支部ホームページには「資料室」のページがあります。現在掲載している資料の一部と利用方法をご紹介します。なお、資料室をさらに充実させるため、皆様からのご要望のほか、資料・ファイルのご提供をお待ちしております。IT委員会への連絡方法はメール、掲示板等への書き込み等、いずれでも結構です。

利用方法の一例

社会保険労務士業務を契約するときに作成する「業務委託契約書」や「委任契約書」の雛型を資料室からダウンロードし、契約書の作成に利用できます。

掲載中の資料（一部）

1. 包括委任状出力システムQ & A
2. 電子申請（労働保険概算・確定保険料申告書）の委任状
3. 雇用保険の基本手当日額が算出できるExcelファイル（提供：小島史明会員）
4. 労働保険Q & A
5. 平成16年度用の経過措置一覧表（国民年金、厚生年金、共済年金）
(提供：森萩忠義会員)

あとがき

人生80年時代という。80年といえば約29,200日、時間でいえば700,800時間である。

このうち、20歳から65歳まで年間200日、1日8時間働いたとして72,000時間である（1日24時間のうち、睡眠8時間、生活時間8時間として…）。さらに、65歳から80歳までの15年間の労働時間に相当する余暇時間とでもいうのは、24,000時間である。

時間をこんな具合に考えると無味乾燥であるが、人間誰にも共通な現実だから何とも仕方がない。重要なことは、72,000時

間の稼動時間で自分は何をしたか。何ができたか。余暇の24,000時間をどう過ごすかの問題だと思う。

たとえば、余暇24,000時間の半分をボランティアで過ごすということはどうだろうか。もちろん、個人差があるから、一概に論ずることはできないが、ご参考になれば幸いだ。

7月である。梅雨の季節もまもなく終る。7月は算定とマル調でお忙しいことと思うが、皆さんのご活躍を祈る。

（牧野武夫）